

熊野町事業継続応援金 Q & A

Q 1 応援金を支給する目的は？

A 1 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、売上高が一定以上減少した町内の個人事業主を含む中小企業者に対して、支援することで、事業の維持・継続を図るものです。

Q 2 応援金の対象はどのような事業者か？

A 2 町内に事業所を有する事業者で令和2年3月以降に、「セーフティネット保証4号」を申請し、熊野町が認定しており、かつ、国が行う持続化給付金の対象要件（売上が前年同月比で50%以上減少）に該当していないことが条件になります。

また、本応援金は1事業者につき1回のみの支給となりますので、2回目以降の申請は行えません。

Q 3 申請期間は？

A 3 令和2年6月30日から申請の受付を開始し、令和2年7月31日まで申請を受け付けます（当日消印有効）。

なお、申請期限を過ぎた時点でも支給対象要件に該当した場合は、随時、受付を行いますので、申請を行ってください。

Q 4 申請の方法は？

A 4 外出での接触を控えていただくため、申請書類の提出は原則郵送での対応とさせていただきます。

お手数をおかけすることとなりますが、町役場の混雑による感染拡大と町民の皆さまの安全確保を第一と考えておりますので、何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q 5 申請書類の入手方法は？

A 5 熊野町ホームページからダウンロードして入手してください。

なお、ダウンロードが困難な場合には、産業観光課の窓口でのお渡しや、申請書類等を郵送で送付させていただきます。

※すでにSN4号認定を受けている事業者には、こちらから書類を送付いたします。

Q 6 申告書とは何ですか？

A 6 申告書とは、セーフティネット保証 5 号や危機関連保証の認定を町から受けている事業者、またはこれから受ける予定の事業者に使用していただくための様式です。

セーフティネット保証 5 号や危機関連保証の認定事業者は、申告書を記入して売上高の減少が SN 4 号の計算式で 20% 以上の場合にのみ申請書と併せてご提出ください。

Q 7 売上高減少が確認できる書類とは、どのような書類なのか？

A 7 セーフティネット保証 4 号の認定を受け、応援金の申請を行う事業者は、セーフティネット保証 4 号の申請書に記載する売上高等の確認できるものを提出してください。

セーフティネット保証 5 号、危機関連保証の認定を受け、応援金の申請を行う事業者は、申告書に記載する売上高等の確認できるものを提出してください。

売上高減少の確認出来る書類は試算表や、売上台帳などです。

様式は問いませんので、各自の様式にて提出してください。

Q 8 応援金の使途は限定されるのか？

A 8 今回の応援金は、事業の維持・継続を主な目的としていることから、使途、目的を限定しないこととします。

また、支給後の実績報告書の提出も必要ありません。

ただし、虚偽の申請等が確認された場合、応援金を返還していただきます。

Q 9 代理の名義での申請は可能か？

A 9 申請は、法人（代表者）、個人事業主ともに、本人による申請が必要です。

代理の名義での申請はできません。

Q 10 応援金はいつ振り込まれるのか？

A 10 申請書、添付書類、請求書が郵送にて到着次第、速やかに審査し、お振込みの手続きを行います。

Q 11 応援金を受給した後に、国の持続化給付金を申請しても良いのか？

A 11 本応援金を受給した後に、国の行う持続化給付金を受給した場合、本応援金は返還していただく事となります。国の持続化給付金を受給した場合は、給付決定取消申請書をご提出ください。